

## 1. 制定の目的、適用対象範囲

このトラベルポリシーは、当社社員の海外渡航(出張、赴任、帰任、一時帰国等)に用いる航空券を、業務遂行および業務管理上で適切かつ安価に調達するためのルールである。  
なお、本ルールの適用対象は、日本を発着する旅程で、会社が費用を負担する航空券とする。

## 2. 利用する旅行会社

海外渡航で利用する航空券は、古河ライフサービス株式会社(以下、「古河ライフ」)から購入することを原則とする。ただし、以下のようなケースは例外として直接の購入を認める。

- ①海外を起点とする旅程について、現地で航空券を購入する方が明らかに安い場合  
この際、古河ライフまたはセルフ予約システムから同条件での見積を取得・保管し、旅費精算の際など必要に応じてそれを提示する必要がある。
- ②現地でのトラブルや緊急を要する案件で、古河ライフによる手配では間に合わない場合

## 3. セルフ予約システム利用の原則

海外渡航で利用する航空券は、古河ライフが用意するセルフ予約システムにより予約・発券する事を原則とする。ただし、以下のようなケースは例外として古河ライフの窓口での購入を認める。

- ①単純往復以外(片道、複数目的地を周遊)の旅程の場合
- ②複数名の航空券を同時に取得しなければならない場合
- ③前項2の例外に該当し、古河ライフを通さずに航空券を購入する場合
- ④次項4の例外に該当し、「選択可能な航空会社」以外の安価な航空券を購入する場合

## 4. 利用可能な航空会社

海外渡航で利用する航空会社は<別表1>「選択可能な航空会社」に示す中から選択する事を原則とする。ただし、以下のケースは例外としてその他の航空会社を利用することができる。

- ①「選択可能な航空会社」が渡航の目的地へ就航していない場合
- ②「選択可能な航空会社」では航空券の価格が高額になってしまい、他の航空会社からより安価な航空券を手配する必要があると依頼部門が判断した場合

## 5. 最安航空券の選択

依頼者は、「発着空港」「日程」などの条件に基づき検索した、または旅行会社から提示された旅程のうち、最安値相当<sup>※</sup>の航空券を選択しなければならない。  
この際、「日程」における「時刻」は4時間以上の範囲を指定しなければならない。

※ 指定条件下での最安値から+5,000円までの価格を「最安値相当」とみなす

なお、航空券は若干の条件変更<sup>※</sup>により価格が安くなる場合があるため、出張計画時には旅行会社へ条件や価格の相談をすることが望ましい。旅行会社からの見積提案時にそのような「更に安くなる航空券」の提案を受けた際、渡航者は出張スケジュール、コスト等から総合的に判断し、これを選択してもよい。

※ 条件変更により更に安くなるチケットの例

- ・出発時間や出発日をずらす(日曜出発⇒土曜出発 など。宿泊費や日当を考慮)
- ・発着空港を変更する(羽田⇒成田、松山⇒桃園(台湾) など。陸路移動費等を考慮)
- ・「直行便」ではなく「経由便」を利用する

## 6. 最安以外の航空券を選択する場合の承認(ポリシー外承認)

依頼者は、業務上の事由で最安航空券以外の航空券を手配する場合、その理由を明示したうえで、「航空券購買管理者」が別途定める「承認者」による承認を得る必要がある。  
その他、個人的な事情により最安航空券以外を希望する際は、「承認者」による承認を得た上で利用可能とする。この場合、ポリシー内最安値との差額は自己負担とする。

## 7. 費用負担部門正長による価格の承認(発券前承認)

依頼者は、発券しようとするすべての航空券の価格に関して、発券前に費用負担部門正長から承認(発券前承認)を得なければならない。なお、前項のポリシー外承認を受けた場合でも、この「発券前承認」を必須とする。また、「発券前承認」はメール等で記録し、当該費用の支払いをした会計年度の決算が完了するまで保管する必要がある。

## 8. 有効期限

本トラベルポリシーは、2018年10月1日以降に予約を依頼する案件に適用する。

9. その他

●用語の定義

航空券購買管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空券購買管理者は資材部長とする</li> <li>全社の航空券の購買管理と、旅行会社の指導・折衝を行う</li> <li>ポリシー外の承認について、必要により当該部門の指導を行う</li> </ul>
渡航者	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張、海外赴任・帰任、一時帰国等で海外へ渡航する者</li> </ul>
依頼者	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外渡航のための航空券の手配依頼者</li> <li>※渡航者が自ら手配を依頼する場合は、渡航者本人が依頼者となる</li> </ul>
承認者	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認者は渡航者の所属する本部や部門、事業部門の長とする</li> <li>承認者は管下の部長職以上の者を代行承認者として設定できる</li> </ul>
代行承認者	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認者により同等の承認権限を認められた者</li> </ul>

●＜別表1＞「選択可能な航空会社」

地域(参考)	IATAコード	航空会社名	地域(参考)	IATAコード	航空会社名
アジア、オセアニア 等 (20社)			欧州、アフリカ、中東 等 (25社)		
日本	JL	日本航空	イギリス	BA	ブリティッシュ・エアウエイズ
日本	NH	全日本空輸	イギリス	VS	ヴァージンアトランティック航空
中国	CA	中国国際航空	オランダ	KL	KLMオランダ航空
中国	CZ	中国南方航空	ドイツ	LH	ルフトハンザドイツ航空
中国	MU	中国東方航空	ドイツ	EW	ユーロウイングス
中国	CX	キャセイパシフィック航空	スイス	LX	スイスインターナショナルエアラインズ
中国	ZH	深セン航空	イタリア	AZ	アリタリア航空
中国	SC	山東航空	フランス	AF	エールフランス
香港	KA	香港ドラゴン航空	フィンランド	AY	フィンランド航空
韓国	KE	大韓航空	スウェーデン	SK	スカンジナビア航空
韓国	OZ	アジアナ航空	スペイン	IB	イベリア航空
台湾	BR	エバー航空	ポーランド	LO	LOTポーランド航空
台湾	CI	チャイナエアライン	ベルギー	SN	ブリュッセル航空
マレーシア	MH	マレーシア航空	オーストリア	OS	オーストリア航空
シンガポール	SQ	シンガポール航空	チェコ	OK	チェコ航空
タイ	TG	タイ国際航空	ロシア	SU	エアフロート・ロシア航空
インドネシア	GA	ガルーダインドネシア航空	トルコ	TK	トルコ航空
ベトナム	VN	ベトナム航空	スリランカ	UL	スリランカ航空
フィリピン	PR	フィリピン航空	インド	AI	エア・インディア
オーストラリア	QF	カンタス航空	インド	9W	ジェットエアウエイズ
北南米 等 (5社)			UAE	EK	エミレーツ航空
米国	DL	デルタ航空	UAE	EY	エティハド航空
米国	UA	ユナイテッド航空	カタール	QR	カタール航空
米国	AA	アメリカン航空	バーレーン	GF	ガルフ・エア
カナダ	AC	エア・カナダ	オマーン	WY	オマーン・エア
メキシコ	AM	アエロ・メヒコ			

※本リストは当社の利用実態や旅行・航空業界の状況に応じて修正することがある

●制改定履歴

2014年3月17日	新規制定 (ver.140317)
～中略～	
2014年10月20日	阪急阪神ビジネスラベルを「認定旅行会社」に追加した。(ver.141020)
2018年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定旅行会社」を古河ライフサービス1社のみとした。</li> <li>依頼から出発まで14日を切った場合の承認を不要とした。</li> <li>「選択可能な航空会社」を見直した。(ver.180401)</li> </ul>
2018年9月20日	<b>セルフ予約システムの全社導入に合わせて「旅行会社の統一」「システム利用の原則」「最安チケットの判断基準」「発券前承認の原則」について内容を変更した。</b>

以上